

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 森林整備課

法令名	森林法			法令番号	昭和26年法律第249号		
手続名	伐採中止、復旧命令等			根拠条項	第38条		
処分基準	「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取り扱いについて」（昭和45年6月2日付け 45林野治第921号 林野庁長官通達）の記第7による。						
	※下欄の機関の上段は、伐採中止及び造林命令。（ ）書は無許可行為の中止、復旧命令及び指定施業要件の植栽の実施命令。						
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	農林事務所 (森林整備課)	交付機関	農林事務所 (森林整備課)	目次	No.
	② 弁明の機会の付与						